

入札説明書

令和 4 年札幌市告示第 3722 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 4 年 9 月 20 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 3 階

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業計画担当係 担当：内野

電話：011-211-2936 FAX：011-218-5181

メールアドレス：sho.fukushi@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 4 年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間（予定）

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

(5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス」に登録されている者であること。

(6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
上記2に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所
令和4年10月4日（火）14時00分
札幌市役所地下1階1号会議室
- (3) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は、上記2の契約担当部局に、持参又は郵送により提出すること。
 - イ 入札書は、別紙1「入札書」の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和4年10月4日（火）14時00分開札『令和4年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査業務』の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限まで提出しなければならない。
また、代理人による入札を行う場合は、委任状を別紙2「委任状」の様式にて作成し、入札書を封入・封印した封筒とは別にして、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ウ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、上記アにより入札書を封入・封印した中封筒とその封筒を入れた外封筒の各々に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和4年10月4日（火）14時00分開札『令和4年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査業務』の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
また、代理人による入札を行う場合は、委任状を別紙2「委任状」の様式にて作成し、入札書を封入・封印した中封筒とは別に、外封筒の中に封入して提出すること。
 - エ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 入札書の受領期限
令和4年10月3日（月）17時00分（必着）
- (5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
 - ア 送付方法
電子メールの件名を「質問（令和4年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査業務）」とし、本文に質問内容、法人名、担当者名、連絡先（電子メールアドレス、電話番号）を記載して送付すること。
原則として画像 データ等のファイル添付は認めない。
 - イ 送付先及び提出期限
メールアドレス（sho.fukushi@city.sapporo.jp）宛に、上記1の告示の日から令和4年9月26日（月）17時00分までに送付すること。
 - ウ 回答書の閲覧
回答は、電子メールにより随時行うとともに、令和4年9月29日（木）17時00分までに、札幌市公式ホームページ上に掲載する（法人名は掲載

しない)。

(6) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の住所、商号又は名称、氏名、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に別紙 2「委任状」を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の

定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（別記を参照）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を、新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（別記を参照）を提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保障金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙3のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。